

【SSH の実態や解決方法を知るために】

- ◆『知っていますか？スクール・セクシュアル・ハラスメント一問一答』

亀井明子編著、解放出版社、2008 年改訂版

- ◆『白書スクール・セクシュアル・ハラスメント
— 実 態 ・ 防 止 ・ 解 決 —』

子ども性虐待防止市民ネットワーク・大阪編

明石書店、2001 年

- ◆視聴覚研修教材『ちゃんときいて受けとめて』

8,000 円 + 税 2008 年 送料別



【子どもの相談を聞くために】

- ・『あなたが悪いのではない—子ども時代に性的虐待を受けた女性たちのカウンセリングー』

リンダ・ジンガロ著、木犀社、1994



【子どもたちが S S H を知るために】

～易しいセクハラ解説書～「お猿の広場」

<http://www5a.biglobe.ne.jp/~stem/stem>

性暴力・性的いじめを考える会 《ぐるーぶ STEM》



SSH全国ネットワーク

《事務局》

〒570-0083

大阪府守口市京阪本通 2 丁目 10-6-1301

Tel&Fax : 06-6995-1356

相談電話 : 06-6995-1355

(毎週火曜日午前 11 時～午後 7 時)

全国 6ヶ所で活動しています



スクール・セクシュアル・ハラスメントは
人権侵害行為であり、犯罪です



《入会案内》

私たちの活動は皆さんの会費で運営しています。ご賛同いただける方はどなたでも入会可能です。ぜひ私たちの活動を支えてください。

あなたのご支援をお待ちしています

正会員 3,000 円 賛助会員 2,000 円

団体会員 5,000 円

*郵便振替でお願いします。

振込先: 00960-8-73781

加入者名: SSH全国ネットワーク



【なぜ声をあげられないの?】

学校で起こるセクシュアル・ハラスメントの被害に子どもや教師が声をあげられないという現状がある。多くの場合、教師が子どもに対して恐怖心を与えていたり、秘密を強要したり、あるいは被害を訴えた子どもやサポートをしようとする教職員に対して、いじめや嫌がらせなどの二次被害が、起ころうとしているからです。

【セクハラ防止への取り組み】

1999年4月に、改正男女雇用機会均等法が施行されました。労働省や人事院におけるセクハラ防止の法制化が進展し、文部科学省でもセクハラ防止対策への訓令が、全国の教育機関に対して発布されています。その影響もあり、ガイドライン策定をはじめとして、各地でもスクール・セクシュアル・ハラスメント防止への取り組み活動が起きてきています。

【厳罰化の方針】

しかし、スクール・セクシュアル・ハラスメントの被害は後を絶たないどころか、日増しに増加の一途をたどっているようです。また二次被害に苦しんでいる被害者や教職員も多くあります。

2001年、このような背景から文部科学省はわいせつ教員に対する厳罰化の方針(原則として懲戒免職)を出しました。

【私たちのネットワーク】

関東ブロック(NPO 法人 SSHP 関東ネットワーク)

四国ブロック・九州ブロック・近畿ブロック・東海ブロック
北陸ブロック

● 私たちの活動紹介 ●

私たちは各地での動きを全国的つながりのなかで進めていくことの重要性を強く感じています。

そのためには更なるネットワークの充実と情報の収集・提供、語り合い、エンパワーメントすることを目指し、そして子どもや教職員が安心して安全に学校生活が送れるような環境づくりを考えていきます。

私たちは1997年に準備会を結成し、1998年3月に全国ネットワークを設立しました。現在、以下の活動を行っています。

- ① 相談への対応(面接、電話、メールなど。相談内容の詳細については電話か郵送でお願いします。)
- ② 支援(付き添い、裁判支援 etc)
- ③ 研修講座、学習会、シンポジウム等の実施
- ④ 防止プログラムの提供(児童・生徒用、教師用、保護者用)
- ⑤ 加害者への研修プログラム
- ⑥ 情報収集及び情報提供
- ⑦ ニュースレター発行
- ⑧ 弁護士、カウンセラーや関連機関紹介
- ⑨ 教育委員会・学校などの研修講師派遣

【提言】

スクール・セクシュアル・ハラスメントの問題解決を妨げている原因に二次被害自体があるからです実態を把握しガイドラインの中に、より明確な二次被害への防止を含むよう提言しています。

【情報をお寄せ下さい】

1. 二次被害の実態

(被害者を含む子どもたち、保護者、教員が、加害者あるいは加害者周囲の人物や同僚等から嫌がらせやいじめをうけた etc…)

2. SSHの実態や情報

(地方の新聞記事もお寄せください)

3. SSHの調査の実施やその予定

(内容・集計結果・分析 etc…)

4. SSH防止のためのガイドライン

(教育委員会、行政、学校独自のもの)

5. 相談窓口設置

(教育委員会内、行政内、校内)の有無と相談員の適性など

6. その他SSHに関係のある情報

(教職員間のことでも)

* 女性の相談員・サポーターがあなたの相談に応じます。

* 密密を厳守し、誰から情報提供であるか知られることはできません。

* 安心してご利用ください。